

おくやみハンドブック
（死亡届に伴う手続きのご案内）

大崎市
令和7年度版

ご遺族の方へ

大崎市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

大崎市民生部保険年金課 0229-23-6051

事前準備について

大崎市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
死亡届を提出後、以下をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ちものの確認

次ページの「来庁時の持ちものについて」
をご確認ください。



STEP 2

おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にて
ご予約ください。また、ご不明な点はご予約時にお問い合わせくだ
さい。



STEP 3

各種手続きチェックリストの記入

4ページから6ページのチェックリストで該当すると思われる手続き
にあらかじめチェックをして、詳しい情報が必要な場合は、各種手
続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁

このハンドブックと必要なものをご持参の上、大崎市役所へお越し
ください。



※手続きによっては、相続人や年金生活者の委任状が必要な場合があります。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

来庁時の持ちものについて

手続きによって必要なものは異なりますが、以下のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下段「来庁される方の本人確認書類」参照）
- ☐ 朱肉を用いる認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険被保険者証等、後期高齢者医療被保険者証等

※令和6年12月2日（保険証の新規交付廃止）以降は、「被保険者証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」等のそれぞれ交付を受けている書類

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証等

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状等）

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（心身障害者医療費受給者証、子ども医療費助成受給者証、母子・父子家庭医療費受給者証）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

来庁される方の本人確認書類

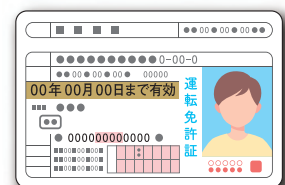
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

大崎市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を本庁舎に設置しています。

ご利用には、事前に WEB または電話での予約が必要です。

おくやみコーナーでできること

●主な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載時間が短縮できます。



予約方法について

WEBか電話での予約となります。

●WEBで予約の場合

以下のURLで検索するか
右の二次元コードを読み取ってください。

【予約フォームURL】

<https://logoform.jp/form/ynfD/042153osaki>



●電話予約の場合

電話番号：**0229-23-6051**【民生部保険年金課直通】

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝休日・年末年始を除く）

大崎市おくやみコーナー

場 所：大崎市役所本庁舎1階

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

- ・総合支所では、これまでどおり市民福祉課などで手続きができます。
- ・予約がない場合も、手続きは1か所で完了することができますが手続きに要する時間は、予約した方より多くかかります。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.12
	☐	厚生年金に加入または受給していた	P.13
	☐	共済年金に加入または受給していた	
	☐	農業者年金を受給していた	P.14
	☐	議員年金を受給していた	P.15
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.16
	☐	大崎市から課税されていた(全税目共通)	P.17
	☐	市民税・県民税が課税されていた	P.18
	☐	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.19
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.20
	☐	国民健康保険税が課税されていた	P.21
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.22
	☐	高額介護サービス費を受け取っていた	
	☐	介護サービス利用者負担額助成を受けていた	P.23
高齢者福祉	☐	安心見守り(緊急通報)システムを利用していた	P.24
	☐	徘徊高齢者家族支援サービスを利用していた	
	☐	軽度生活援助事業を利用していた	P.25

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
高齢者福祉	☐	高齢者タクシー利用助成券を交付されていた	P.25
	☐	高齢者福祉有償運送利用助成券を交付されていた	P.26
	☐	家族等介護用品助成券を交付されていた	
障がい福祉	☐	身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 療育手帳を交付されていた	P.27
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.28
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた (扶養年金)	P.29
	☐	心身障害者医療費の助成を受けていた	P.31
	☐	福祉タクシー利用助成・重度障害者福祉有償運送助成を受けていた	P.32
	☐	心身障害者等自動車燃料費助成を受けていた	
	☐	運転免許取得費助成・自動車改造費助成の交付決定を受けていた	P.33
	☐	補装具の支給申請をしていた	
	☐	酸素濃縮器利用助成を受けていた	P.34
	☐	障害 (児) 福祉サービスを利用していた	
	☐	障害者日常生活用具の申請をしていた	P.35
	☐	障害者家族介護用品の支給を受けていた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.36
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.37
	☐	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.38
	☐	母子・父子家庭医療費助成受給者証を交付されていた	P.39

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.40
	☐	保育所（園）を利用していた	P.41
	☐	幼稚園を利用していた	
学校	☐	就学援助を受けていた	P.42
	☐	大崎市奨学資金貸与を受けていた	
上下水道	☐	上下水道を使用していた（名義人の変更・廃止届）	P.43
	☐	下水道事業受益者負担金・浄化槽整備事業分担金を負担していた	P.44
	☐	大崎市以外の上水道を利用し、大崎市の下水道を使用していた	
その他	☐	災害援護資金貸付金を利用していた	P.45
	☐	市営住宅に入居していた	
	☐	市営墓地の名義人だった	P.46
	☐	犬の飼い主として登録していた	P.47
	☐	森林を所有していた	
	☐	農地を所有していた	P.48
	☐	道路占用許可・公共物使用許可を受けていた	
	☐	大崎市自転車等駐車場を利用していた	P.49
	☐	大崎市図書館利用者カードを持っていた	
	☐	空家バンクに登録していた	P.50

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返還は不要です

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードの返還は不要です。 ※亡くなられた方のマイナンバーカードは <u>すべてのお手続きが完了してから破棄していただくか、番号を控えておくこと</u> をお勧めします。	随時
	手続き可能な人
問い合わせ先	
市民課 ☎ 0229-23-6079	
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返還または破棄

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返還または破棄してください。	随時
	手続き可能な人
	同一世帯の方、ご遺族
持参いただくもの	
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	
問い合わせ先	
市民課 ☎ 0229-23-6079	
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証等の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、誤って使用しないように被保険者証等を回収しています。	随時
	手続き可能な人
	同一世帯の方、喪主、ご遺族
持参いただくもの	
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証等 ※令和6年12月2日（保険証の新規交付廃止）以降は、「被保険者証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」等のそれぞれ交付を受けている書類 ☐ 亡くなられた方の国民健康保険限度額適用認定証（お持ちの方のみ） ☐ 亡くなられた方の特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）	
問い合わせ先	
最下部の問い合わせ先をご参照ください。	

手続き② 保険証等の差替え（世帯主が変更となる場合）

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、国民健康保険加入世帯の場合は、世帯主名を変更した被保険者証等と差替えをしますので、お持ちください。	亡くなられた日の翌日から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方、喪主、ご遺族
持参いただくもの	
☐ 国民健康保険に加入している世帯員全員の国民健康保険被保険者証等 ※令和6年12月2日（保険証の新規交付廃止）以降は、「被保険者証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」等のそれぞれ交付を受けている書類 ☐ 国民健康保険限度額適用認定証（お持ちの方のみ） ☐ 特定疾病療養費受領証（お持ちの方のみ）	
問い合わせ先	
最下部の問い合わせ先をご参照ください。	

問い合わせ先

保険年金課 ☎ 0229-23-6051

●松山総合支所市民福祉課
☎ 0229-55-2114

●三本木総合支所市民福祉課
☎ 0229-52-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課
☎ 0229-56-7114

●岩出山総合支所市民福祉課
☎ 0229-72-1212

●鳴子総合支所市民福祉課
☎ 0229-82-3131

●田尻総合支所市民福祉課
☎ 0229-38-1155

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 葬儀を行った場合、葬祭費の支給申請

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限	
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
	手続き可能な人	
	喪主、同一世帯の方、ご遺族	
持参いただくもの		
☐ 喪主の通帳 ☐ 葬儀をしたことが分かる書類(会葬礼状・葬祭日程表等) ☐ 喪主と亡くなられた方のマイナンバーが分かるもの		
問い合わせ先		
保険年金課 ☎ 0229-23-6051		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証等の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、誤って使用しないように被保険者証等を回収します。	随時
	手続き可能な人 喪主、同一世帯の方、ご遺族
持参いただくもの	
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証等 ※令和6年12月2日（保険証の新規交付廃止）以降は、「被保険者証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」等のそれぞれ交付を受けている書類 ☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療限度額認定証（お持ちの方のみ） ☐ 亡くなられた方の特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）	
問い合わせ先	
保険年金課 ☎ 0229-23-6051 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

手続き② 葬祭費の申請

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人 喪主、同一世帯の方、ご遺族
持参いただくもの	
☐ 喪主の通帳 ☐ 葬儀をしたことが分かる書類（会葬礼状・葬祭日程表等） ☐ 喪主と亡くなられた方のマイナンバーが分かるもの	
問い合わせ先	
保険年金課 ☎ 0229-23-6051 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の申し立て申請

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限	
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなられ、支給が出来なくなった場合に申し立て申請ができます。	2 年以内	
	手続き可能な人	
	相続人代表者	
持参いただくもの		
☐ 預金通帳（相続人代表者のもの）		
問い合わせ先		
保険年金課 ☎ 0229-23-6051		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

手続き④ 相続人による受領申出等届出書の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限	
後日、市から亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙等を送付する場合がありますので、同届出書をご提出ください。	速やかに	
	手続き可能な人	
	相続人代表者	
持参いただくもの		
☐ 相続人代表者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）		
問い合わせ先		
保険年金課 ☎ 0229-23-6051		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

郵送による手続き：年金事務所のみ

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備のうえ、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合のみは、市役所へお問い合わせください。	亡くなられた日の翌日から5年以内	
	手続き可能な人	
	生計を同じくしている 相続人代表者	
持参いただくもの		
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの		
☐ 生計を同じくしている相続人代表者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）		
問い合わせ先		
保険年金課 ☎ 0229-23-6051		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

MEMO

3. 年金に関する手続き

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

郵送による手続き：年金事務所のみ

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備のうえ、必要な手続きの確認をしてください。	亡くなられた日の翌日から 5 年以内
※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	手続き可能な人 生計を同じくしている 相続人代表者
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの ☐ 生計を同じくしている相続人代表者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 古川年金事務所 ☎ 0229-23-1200

共済年金等に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備のうえ、必要な手続きの確認をしてください。	亡くなられた日の翌日から 5 年以内
	手続き可能な人 生計を同じくしている 相続人代表者
持参いただくもの	
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの ☐ 生計を同じくしている相続人代表者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
●国家公務員共済組合連合会 ☎ 0570-080-556 ●地方職員共済組合宮城県支部 ☎ 022-211-2241 ●警察共済組合年金相談センター ☎ 03-5213-7570	●仙台市職員共済組合 ☎ 022-214-1227 ●宮城県市町村職員共済組合 ☎ 022-263-6412 ●公立学校共済組合宮城支部 ☎ 022-211-3677
	●日本私立学校振興・共済事業団共済業務課 ☎ 022-299-6211 ●恩給 ☎ 03-5273-1400

農業者年金に加入、または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
農業者年金に加入、または受給されていた方がお亡くなりになられた場合、「農業者年金死亡関係届出書」を最寄りの農業協同組合各支店へ提出してください。 また、ご遺族が受け取れる未支給年金等が発生する場合がありますので、ご不明な点は、最寄りの農業協同組合各支店または農業委員会事務局までお問い合わせください。	死亡関係届出書は速やかに提出願います 未支給年金等の請求期限は受給者の亡くなられた日の翌日から5年以内
	手続き可能な人 生計を同じくしている 相続人代表者
持参いただくもの	
☐ 農業者年金死亡関係届出書（農業協同組合各支店で作成します） ☐ 農業者年金証書（紛失の場合はお問い合わせください） ☐ 亡くなられた方の戸籍謄本（死亡日が確認できるもの） ☐ 未支給年金等請求者の戸籍謄本または抄本（亡くなられた方との続柄を確認できるもの） ☐ 未支給年金等請求者の認印 ☐ 未支給年金等請求者の金融機関の通帳	
問い合わせ先	
最寄りの農業協同組合 ●古川農業協同組合北部支店 ☎ 0229-28-1121 ●古川農業協同組合西部支店 ☎ 0229-26-2511 ●古川農業協同組合南部支店 ☎ 0229-52-2211	●古川農業協同組合東部支店 ☎ 0229-23-6521 ●新みやぎ農業協同組合松山支店 ☎ 0229-55-3311 ●新みやぎ農業協同組合鹿島台支店 ☎ 0229-56-5329
	●新みやぎ農業協同組合いわでやま支店 ☎ 0229-72-0004 ●新みやぎ農業協同組合田尻支店 ☎ 0229-39-1121 ●農業委員会事務局 ☎ 0229-23-2219

MEMO

3. 年金に関する手続き

議員年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。必要な手続きの確認をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 年金証書（市議会議員共済会が交付した年金証書） ☐ ご遺族の朱肉を用いる認印 ☐ その他（大崎市議会事務局にお問い合わせください。）	議会事務局 ☎ 0229-23-2236

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により指定金融機関などで納付をしてください。 また、亡くなられた方の名義口座で口座振替納付をしている場合は、口座振替解約の手続きが必要になります。金融機関で口座振替解約の手続きをしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
持参いただくもの	
☐ 納税通知書（納付の場合） ☐ 通帳・通帳印（金融機関で口座振替解約の場合）	
問い合わせ先	
納税課 ☎ 0229-23-5148 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

手続き② 納付が困難な場合

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでおらず、納付が困難な場合は、納税課に分割などの納税相談にお越しくください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人、同一世帯の方
持参いただくもの	
☐ 相談者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ☐ 亡くなられた方との相続関係が確認できる書類 ☐ 朱肉を用いる認印	
問い合わせ先	
納税課 ☎ 0229-23-5148 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

4. 税金に関する手続き

大崎市から課税されていた（全税目共通）

手続き 相続人代表者指定届の提出（全税目共通）

郵送による手続き：○

手続き詳細

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。

期 限

相続後速やかに

手続き可能な人

相続人

持参いただくもの

☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

問い合わせ先

税務課 ☎ 0229-23-2148

税務課国民健康保険税担当 ☎ 0229-23-5147

●松山総合支所市民福祉課

☎ 0229-55-2114

●三本木総合支所市民福祉課

☎ 0229-52-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課

☎ 0229-56-7114

●岩出山総合支所市民福祉課

☎ 0229-72-1212

●鳴子総合支所市民福祉課

☎ 0229-82-3131

●田尻総合支所市民福祉課

☎ 0229-38-1155

MEMO

市民税・県民税が課税されていた

手続き 納付に係る手続き

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
1月1日現在の状況で課税していますので納付が必要です。 【納付書送付後に亡くなられた場合】 納付が必要です。相続人様がその納付書で納付してください。 【納付書送付前に亡くなられた場合】 相続人代表者様あてに納付書が送付されますので、その納付書で納付してください。	納付期限まで納付
	手続き可能な人 相続人
持参いただくもの	
—	
問い合わせ先	
税務課 ☎ 0229-23-2148 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた。

所有権移転登記が済んでいない土地・家屋・償却資産を所有していた。

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。

※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。

※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。

期 限

相続が発生した年内

※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内

手続き可能な人

相続人代表者となる方、ご遺族

持参いただくもの

【法定相続人以外の方が相続される場合】

- ☐ 遺言書の写し等
- ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

【未登記物件を所有していた場合】

- ☐ 遺産分割協議書（相続人全員の合意書及び印鑑証明書等）
- ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

【指定していた方、亡くなられた方が納税管理人だった場合】

- ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

【相続人代表者が、高齢・認知症の場合】

- ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

問い合わせ先

税務課 ☎ 0229-23-2148

●松山総合支所市民福祉課
☎ 0229-55-2114

●三本木総合支所市民福祉課
☎ 0229-52-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課
☎ 0229-56-7114

●岩出山総合支所市民福祉課
☎ 0229-72-1212

●鳴子総合支所市民福祉課
☎ 0229-82-3131

●田尻総合支所市民福祉課
☎ 0229-38-1155

原動機付自転車(原付バイク125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用・その他)、ミニカーを所有していた

手続き① 廃車の手続き

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	廃車か名義変更か決定後速やかに
持参いただくもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート(紛失の場合は弁償金として250円) ☐ 標識交付証明書(紛失の場合は不要) ☐ 来庁者の本人確認ができる物(運転免許証など顔写真付きの身分証明書)	①相続人 ②相続人と同一世帯の方 ③委任された方
問い合わせ先	
税務課 ☎ 0229-23-2148 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

手続き② 相続人への名義変更

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	廃車か名義変更か決定後速やかに
持参いただくもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書(紛失の場合は不要) ☐ 来庁者の本人確認ができる物(運転免許証など顔写真付きの身分証明書)	①相続人 ②相続人と同一世帯の方
問い合わせ先	
税務課 ☎ 0229-23-2148 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

4. 税金に関する手続き

国民健康保険税が課税されていた

手続き 亡くなられた月から新しい世帯主に課税となります。

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限	
世帯主が亡くなられた前の月まで課税されます。 亡くなられた月から新しい世帯主に課税となりますので再計算し変更後の納付書をお送りいたしますのでその納付書で納付してください。 口座振替の希望をする場合は、通帳と銀行印をお持ちのうえ、金融機関にて手続きをしてください。	随時	
	手続き可能な人	
	新しい世帯主	
持参いただくもの		
—		
問い合わせ先		
税務課国民健康保険税担当 ☎ 0229-23-5147		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 各証書の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険各種認定証を交付されていた場合は返還してください。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族・同一世帯の方
持参いただくもの	
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） ☐ 介護保険各種認定証（お持ちの方のみ）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎ 0229-23-6125 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

高額介護サービス費を受け取っていた

手続き 相続人代表による未支給申請

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、相続人代表者の申し立てにより、未支給分を受け取ることができます。	2 年以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
持参いただくもの	
☐ 相続人代表者の通帳	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎ 0229-23-6125 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

5. 介護保険に関する手続き

介護サービス利用者負担額助成を受けていた

手続き 相続人による未支給申請

郵送による手続き：○

手続き詳細

亡くなられた方が助成を受けていた場合は、相続人代表者の方が、未支給分を受け取れます。
対象となる場合は、後日、市から通知を送付しますので内容をご確認ください。

期 限

随時

手続き可能な人

相続人代表者

持参いただくもの

☐ 相続人代表者の通帳

問い合わせ先

高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎ 0229-23-6125

●松山総合支所市民福祉課
☎ 0229-55-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課
☎ 0229-56-7114

●鳴子総合支所市民福祉課
☎ 0229-82-3131

●三本木総合支所市民福祉課
☎ 0229-52-2114

●岩出山総合支所市民福祉課
☎ 0229-72-1212

●田尻総合支所市民福祉課
☎ 0229-38-1155

MEMO

6. 高齢者福祉サービスに関する手続き

安心見守り（緊急通報）システムを利用していた

手続き 中止届の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がシステムを利用していた場合は、中止届を提出してください。後日、取り外しの日程をご連絡しますので、取り外しの立ち会いをお願いします。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族、同一世帯の方
持参いただくもの	
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課高齢福祉担当 ☎ 0229-23-6085 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

徘徊高齢者家族支援サービスを利用していた

手続き 貸与機器の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを利用していた場合は、貸与機器を返還してください。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族、同一世帯の方
持参いただくもの	
☐ 貸与機器 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課高齢福祉担当 ☎ 0229-23-6085 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

6. 高齢者福祉サービスに関する手続き

軽度生活援助事業を利用していた

手続き 中止届の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が軽度生活援助事業を利用していた場合は、中止届を提出してください。	随時	
	手続き可能な人	
	ご遺族、同一世帯の方	
持参いただくもの		
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）		
問い合わせ先		
高齢障がい福祉課高齢福祉担当 ☎ 0229-23-6085		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

高齢者タクシー利用助成券を交付されていた

手続き 返還届の提出、未使用の助成券の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が高齢者タクシー利用助成券を利用していた場合は、返還届の提出と未使用の助成券を返還してください。	随時	
	手続き可能な人	
	ご遺族、同一世帯の方	
持参いただくもの		
☐ 未使用の助成券（残りのある場合） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）		
問い合わせ先		
高齢障がい福祉課高齢福祉担当 ☎ 0229-23-6085		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

高齢者福祉有償運送利用助成券を交付されていた

手続き 返還届の提出、未使用の助成券の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者福祉有償運送利用助成券を利用していた場合は、返還届の提出と未使用分の助成券を返還してください。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族、同一世帯の方
持参いただくもの	
☐ 未使用の助成券（残りのある場合） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課高齢福祉担当 ☎ 0229-23-6085 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

家族等介護用品助成券を交付されていた

手続き 返還届の提出、未使用の助成券の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が家族等介護用品助成券を利用していた場合は、返還届の提出と未使用分の助成券を返還してください。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族、同一世帯の方
持参いただくもの	
☐ 未使用の助成券（残りのある場合） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課高齢福祉担当 ☎ 0229-23-6085 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

7. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方に各種手帳が交付されていた場合は、手帳を返還してください。	随時	
	手続き可能な人	
	ご遺族	
持参いただくもの		
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳		
問い合わせ先		
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限	
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失します。 未払い分の手当があれば未支払障害児福祉手当請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内	
	手続き可能な人	
	ご遺族	
持参いただくもの		
☐ 朱肉を用いる認印 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座が分かる物 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）		
問い合わせ先		
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167		
●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば、未支払特例障害者手当請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	配偶者または扶養義務者
持参いただくもの	
☐ 朱肉を用いる認印 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座が分かる物 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、亡くなられた日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
持参いただくもの	
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

7. 障がい福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【加入者が亡くなられた場合】

手続き 死亡届と年金支給請求書の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
加入者（掛金を支払っていた方）が亡くなられた場合は、年金支給請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または扶養年金管理者
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書または死体検案書 ☐ 亡くなられた方の住民票の写し（除票） ☐ 年金を受給する方と年金管理者の住民票の写し ☐ 年金を受給する方の振込口座の分かる物（心身障害者扶養共済制度口座振替依頼書） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	右ページ最下部の問い合わせ先をご参照ください。

【障がいのある方が加入者より先に亡くなられた場合】

手続き 死亡届と弔慰金支給請求書の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
障がいのある方が亡くなられた場合は、弔慰金支給請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 加入者
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の写し（除票） ☐ 掛金を支払っていた方の住民票の写し ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座がわかる物（心身障害者扶養共済制度口座振替依頼書） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	右ページ最下部の問い合わせ先をご参照ください。

【年金受給者（障がいがある方）が亡くなられた場合】

手続き 死亡届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
年金受給者（障がいがある方）が亡くなられた場合は、死亡届の提出が必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	相続人
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の写し（除票） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	最下部の問い合わせ先をご参照ください。

【年金管理者が亡くなられた場合】

手続き 死亡届と年金管理者指定変更届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
年金管理者が亡くなられた場合は、死亡届と年金管理者指定変更届の提出が必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	年金管理者の後任者
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の写し（除票） ☐ 新たに年金管理者になる方の住民票の写し（抄本） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	下部の問い合わせ先をご参照ください。

問い合わせ先

高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167

●松山総合支所市民福祉課
☎ 0229-55-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課
☎ 0229-56-7114

●鳴子総合支所市民福祉課
☎ 0229-82-3131

●三本木総合支所市民福祉課
☎ 0229-52-2114

●岩出山総合支所市民福祉課
☎ 0229-72-1212

●田尻総合支所市民福祉課
☎ 0229-38-1155

7. 障がい福祉に関する手続き

心身障害者医療費助成を受けていた

手続き

心身障害者医療費受給者証の返還と、
資格喪失届・申立書（口座振替依頼書）の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細

亡くなられた方が心身障害者医療費助成を受けていた場合は、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。
未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。

期 限

亡くなられた日から14日以内

手続き可能な人

ご遺族

持参いただくもの

- ☐ 亡くなられた方の重度心身障害者医療費助成受給者証
- ☐ 相続人の通帳・認印・喪主であることが分かる書類（会葬御礼状）
- ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

問い合わせ先

高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167

●松山総合支所市民福祉課
☎ 0229-55-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課
☎ 0229-56-7114

●鳴子総合支所市民福祉課
☎ 0229-82-3131

●三本木総合支所市民福祉課
☎ 0229-52-2114

●岩出山総合支所市民福祉課
☎ 0229-72-1212

●田尻総合支所市民福祉課
☎ 0229-38-1155

MEMO

福祉タクシー利用助成・重度障害者福祉有償運送助成を受けていた

手続き 助成券の返還届と、未使用分の助成券の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券や福祉有償運送助成券を利用していた場合は、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。 未使用分の助成券があれば返還してください。残りが無い場合は、手続き不要です。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族
持参いただくもの	
☐ 未使用の助成券（残りのある場合） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

心身障害者等自動車燃料費助成を受けていた

手続き 助成券の返還届と、未使用分の助成券の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合は、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。 未使用分の助成券があれば返還してください。残りが無い場合は、手続き不要です。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族
持参いただくもの	
☐ 未使用分の助成券（残りのある場合） ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

7. 障がい福祉に関する手続き

運転免許取得費助成・自動車改造費助成交付決定を受けていた

手続き 中止届の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細

障害者自動車運転免許取得費または自動車改造費の助成交付決定を受けていた方が亡くなられた場合は、中止届を提出してください。

期 限

速やかに

手続き可能な人

ご遺族

持参いただくもの

- ☐ 亡くなられた方の療育手帳または身体障害者手帳
- ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

問い合わせ先

高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167

●松山総合支所市民福祉課
☎ 0229-55-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課
☎ 0229-56-7114

●鳴子総合支所市民福祉課
☎ 0229-82-3131

●三本木総合支所市民福祉課
☎ 0229-52-2114

●岩出山総合支所市民福祉課
☎ 0229-72-1212

●田尻総合支所市民福祉課
☎ 0229-38-1155

補装具の支給申請をしていた

手続き 申請取下書の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細

補装具の支給申請をしていた方が支給決定前に亡くなられた場合は、申請取下書を提出してください。

期 限

速やかに

手続き可能な人

ご遺族

持参いただくもの

- ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

問い合わせ先

高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167

●松山総合支所市民福祉課
☎ 0229-55-2114

●鹿島台総合支所市民福祉課
☎ 0229-56-7114

●鳴子総合支所市民福祉課
☎ 0229-82-3131

●三本木総合支所市民福祉課
☎ 0229-52-2114

●岩出山総合支所市民福祉課
☎ 0229-72-1212

●田尻総合支所市民福祉課
☎ 0229-38-1155

酸素濃縮器利用助成を受けていた

手続き 資格喪失届と申立書（口座振込依頼書）の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が助成を受けていた場合は、資格喪失届と申立書（口座振込依頼書）を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
持参いただくもの	
☐ 朱肉を用いる認印 ☐ 申立人名義の通帳 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

障害（児）福祉サービスを利用していた

手続き 障害（児）福祉サービス受給者証の返還・取下書の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害（児）福祉サービスを利用していた場合は、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。 障害福祉サービス受給者証を返還してください。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族
持参いただくもの	
☐ 亡くなられた方の障害（児）福祉サービス受給者証	
問い合わせ先	
高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155	

7. 障がい福祉に関する手続き

障害者日常生活用具の申請をしていた

手続き 申請取下書の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
障害者日常生活用具の申請をしていた方が支給決定前に亡くなられた場合は、申請取下書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族

持参いただくもの

☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

問い合わせ先

高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167

●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

障害者家族介護用品の支給を受けていた

手続き 助成券の返還届と未使用分の助成券の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者家族介護用品の助成券を利用していた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。 未使用分の助成券があれば返還してください。 残りが無い場合は手続き不要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族

持参いただくもの

☐ 未使用分の助成券（残りのある場合）
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）

問い合わせ先

高齢障がい福祉課障がい福祉担当 ☎ 0229-23-2167

●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114	●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114	●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131
●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114	●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212	●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 消滅届の提出、未支払請求書の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。	速やかに
持参いただくもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 支給対象児童のうち年長児童名義の通帳 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ※受給者が変更になる場合は別途手続きが必要（15日以内） 【支給対象児童が亡くなられた場合】 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	【受給者が亡くなられた場合】 ご遺族 【児童が亡くなられた場合】 受給者または配偶者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0229-23-6045 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き 死亡届の提出、未支払手当請求書の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当てまでが支給されます。	速やかに
	手続き可能な人
	【受給者が亡くなられた場合】 ご遺族 【児童が亡くなられた場合】 受給者
持参いただくもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 手当証書 ☐ 支給対象児童のうち年長児童名義の通帳 ☐ 来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ※受給者が変更になる場合は別途手続きが必要	子育て支援課 ☎ 0229-23-6045 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155
【支給対象児童が亡くなられた場合】 ☐ 手当証書 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	

MEMO

子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、資格喪失届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給者証を交付されていた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効しますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 児童の受給者証 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ※受給者が亡くなった場合、受給者変更の申請が別途必要	子育て支援課 ☎ 0229-23-6045 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

MEMO

8. 子どもに関する手続き

母子・父子家庭医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、資格喪失届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭医療費助成受給者証を交付されていた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効しますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 【受給者が亡くなった場合】 ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなった場合】 ☐ 母子・父子家庭医療費助成受給者証 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ※受給対象児童が亡くなった場合は、別途手続きが必要	子育て支援課 ☎ 0229-23-6045 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 死亡届の提出、未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当てまでが支給されます。	速やかに
	手続き可能な人
	【受給者が亡くなられた場合】 ご遺族 【児童が亡くなられた場合】 受給者
持参いただくもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 支給対象児童のうち年長児童名義の通帳 ☐ 死亡が確認できる書類 (※公簿等により確認することができる時は省略できる) ※受給者が変更になる場合は別途手続きが必要 【支給対象児童が亡くなられた場合】 ☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ☐ 死亡が確認できる書類 (※公簿等により確認することができる時は省略できる)	子育て支援課 ☎ 0229-23-6045 ●松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 ●三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2114 ●鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 ●岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 ●鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-3131 ●田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-38-1155

MEMO

8. 子どもに関する手続き

保育所（園）を利用していた

手続き 世帯状況変更届または退所（園）届の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
通所（園）中の施設に提出となります。用紙類については各施設に用意してあります。	速やかに
	手続き可能な人
	在園児の保護者、ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	子育て支援課 子ども保育担当 ☎ 0229-23-6040

幼稚園を利用していた

手続き 世帯状況変更届、退園届の提出

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
通園中の施設に提出となります。用紙類については各幼稚園に用意してあります。	速やかに
	手続き可能な人
	通園児の保護者、ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	教育委員会学校教育課 ☎ 0229-23-2212

MEMO

9. 学校に関する手続き

就学援助を受けていた

手続き

就学援助を受けている児童・生徒・その保護者が亡くなられた場合、学校教育課に電話連絡

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
世帯の状況により手続きが異なりますので担当までお問い合わせください。	速やかに
持参いただくもの	手続き可能な人
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）	ご遺族
	問い合わせ先
	教育委員会学校教育課 ☎ 0229-23-2212

大崎市奨学資金貸与を受けていた

手続き

奨学生死亡届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
大崎市の奨学金の貸与を受けていた方が亡くなられた場合、奨学生死亡届の手続きなどが必要です。	速やかに
持参いただくもの	手続き可能な人
貸与や返還の状況によって手続きが異なりますので、担当までお問い合わせください。	連帯保証人
	問い合わせ先
	教育委員会学校教育課 ☎ 0229-23-2212

MEMO

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた（名義人の変更）

手続き 大崎市の水道利用者及び下水道の名義変更

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
名義変更の連絡 ※電話手続き可	速やかに
持参いただくもの	手続き可能な人
なし	相続人またはご遺族
問い合わせ先	
大崎水道サービス株式会社お客様センター ☎ 0120-366-171	

上下水道を使用していた（閉栓）

手続き 閉栓の連絡、メーター撤去の手続き

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
その家に誰も住まない場合は漏水や凍結破損を防止するため、休止または廃止をおすすめしています。メーターの種類によって手続き方法が異なりますので、お問い合わせください。	料金がかかりますので、お早めにお手続きください
持参いただくもの	手続き可能な人
なし	相続人またはご遺族
問い合わせ先	
大崎水道サービス株式会社お客様センター ☎ 0120-366-171	

MEMO

下水道事業受益者負担金・浄化槽整備事業分担金を負担していた

手続き

受益者変更届の提出
浄化槽使用者変更届の提出

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金・浄化槽整備事業分担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	速やかに
持参いただくもの	手続き可能な人
なし	相続人またはご遺族
問い合わせ先	
上下水道部経営管理課業務担当 ☎ 0229-24-1112	

大崎市以外の水道を利用し、大崎市の下水道を使用していた

手続き

名義変更の連絡

郵送による手続き：×

手続き詳細	期 限
・下水道使用者の名義変更の連絡 ・水道を利用している市町村への名義変更の連絡 ・一人世帯の場合は閉栓の連絡	料金がかかる場合がありますので、お早めにお手続きください
持参いただくもの	手続き可能な人
なし	相続人またはご遺族
問い合わせ先	
●水道を利用している市町村の水道の担当課 ●大崎水道サービス株式会社お客様センター ☎ 0120-366-171	

11. その他の手続き

災害援護資金貸付金を利用していた

手続き 償還についての手続き

郵送による手続き：×

手続き詳細

東日本大震災や令和元年東日本台風・令和4年7月大雨などの災害により生活の立て直しのために必要な資金を大崎市から借り入れている方が亡くなられた場合、借入金の償還についての手続きが必要です。

期 限

借入の状況によって異なりますので、担当までお問い合わせください。

手続き可能な人

借入の状況によって手続きが異なりますので、担当までお問い合わせください。

持参いただくもの

借入の状況によって手続きが異なりますので、担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

社会福祉課地域共生社会担当 ☎ 0229-23-6012

市営住宅に入居していた

手続き 明渡し、または承継の手続き

郵送による手続き：×

手続き詳細

市営住宅に入居していた方が亡くなられた場合、手続きが必要です。
一人世帯の場合は、明け渡しとなります。
複数人世帯の場合で引き続き入居する場合は、承継要件がありますのでお問い合わせください。

期 限

できるだけ速やかに

手続き可能な人

同一世帯の方、相続人

持参いただくもの

手続きにより必要書類が異なりますので、宮城県住宅供給公社までお問い合わせください。

問い合わせ先

宮城県住宅供給公社
入居管理課
☎ 022-224-0014

市営墓地の利用者だった

手続き

市営墓地「横沢霊園」、「琵琶原霊園」の利用者
だった場合名義変更や埋葬の手続きが必要です。

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
利用者名を変更し埋葬する場合、承継届と記載事項変更届の提出が必要です。 また、墓じまい等（お墓の引越し等）を行う場合は返還等の手続きがありますので決まりしだいお問い合わせください。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
【承継届】 ☐ 承継する方の本籍入りの住民票 ☐ 承継人と前利用者の関係が分かる戸籍全部事項証明書 ☐ 利用許可証 ☐ 前利用者が亡くなった場合は埋葬許可証（火葬許可証）などの亡くなられたことが分かる書類 【埋葬する場合】 ☐ 埋葬許可証（火葬許可証） ☐ 亡くなられたことが分かる戸籍抄本 ☐ 利用許可証	●横沢霊園 環境保全課 ☎ 0229-23-6074 ●琵琶原霊園 鹿島台総合支所地域振興課 ☎ 0229-56-7111

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

11. その他の手続き

犬の飼い主として登録していた

手続き 飼い主の変更届

郵送による手続き：×

手続き詳細

犬の飼い主が亡くなった場合、飼い主の変更届である登録事項変更届の提出が必要になります。次の飼い主が決まりしだい手続きを行ってください。

なお、手続きは下記の各担当課窓口のほか、大崎市公式LINEアカウントでも申請が可能です。

期 限

できるだけ速やかに

手続き可能な人

ご遺族

持参いただくもの

☐ 犬の鑑札番号が分かるもの

問い合わせ先

環境保全課 ☎ 0229-23-6074

●松山総合支所地域振興課

☎ 0229-55-2111

●三本木総合支所地域振興課

☎ 0229-52-2112

●鹿島台総合支所地域振興課

☎ 0229-56-7111

●岩出山総合支所地域振興課

☎ 0229-72-1211

●鳴子総合支所地域振興課

☎ 0229-82-2111

●田尻総合支所地域振興課

☎ 0229-39-1111

森林を所有していた

手続き 森林の相続手続き

郵送による手続き：○

手続き詳細

地域森林計画の対象となっている森林の土地について、相続する方が決まりましたら、仙台法務局古川支局（22-0510）に電話し相続に必要なものを確認します。必要書類を持参し、仙台法務局古川支局で手続きを（要予約）行います。手続きが終わったら、名義が変わった登記事項証明書等を添え「森林の土地の所有者届出書」を農村環境整備課へ提出してください。

期 限

所有者となった日から
90日以内

手続き可能な人

相続人

持参いただくもの

☐ 登記事項証明書

☐ 位置図

問い合わせ先

農村環境整備課

☎ 0229-23-2318

農地を所有していた

手続き 農地の相続手続き

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
相続等により農地の権利を取得したときは、農地所在地の農業委員会に届出をする必要があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人など
持参いただくもの	
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ☐ 登記完了証または相続登記済みの土地の全部事項証明書など相続したことの確認できる書類	
問い合わせ先	
●農業委員会事務局 ☎ 0229-23-2219 ●農業委員会事務局松山事務所 ☎ 0229-55-2111 ●農業委員会事務局三本木事務所 ☎ 0229-52-2112	●農業委員会事務局鹿島台事務所 ☎ 0229-56-7111 ●農業委員会事務局岩出山事務所 ☎ 0229-72-1211 ●農業委員会事務局鳴子事務所 ☎ 0229-82-2111
	●農業委員会事務局田尻事務所 ☎ 0229-39-1111

道路占用許可・公共物使用許可を受けていた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族
持参いただくもの	
問い合わせ先	
【道路占用の廃止】 ☐ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 道路占用申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課 ☎ 0229-23-2241

11. その他の手続き

大崎市自転車等駐車場を利用していた

手続き 定期利用者カードの返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
大崎市営の自転車等駐車場を利用していた場合、利用者カードの返還が必要です。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ☐ 使用していた利用者カード	建設課 ☎ 0229-23-8016

大崎市図書館利用者カードを持っていた

手続き 利用者カードの返還 借りている資料(図書)等がある場合資料(図書)の返還

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
大崎市図書館の利用者カードを持っていた場合返還が必要です。また、借りている資料がありましたら返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 利用者カード ☐ 未返還の資料等(あれば)	大崎市図書館 ☎ 0229-22-0002

空家バンクに登録していた

手続き 再登録（登録者変更）または、登録取り消し手続き

郵送による手続き：○

手続き詳細	期 限
空家バンクに登録していた場合、登録者の変更か取り消しかを決めていただき、環境保全課で手続きを行ってください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
持参いただくもの	問い合わせ先
☐ 来庁者の本人確認ができる物（運転免許証など顔写真付きの身分証明書） ☐ 本人が亡なられたことが確認できる書類	環境保全課 ☎ 0229-23-6074

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合（詳しくは関係先へお問い合わせください）

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返還など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返還		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返還してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号等 【手続き先】 亡くなられた方の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合（詳しくは関係先へお問い合わせください）

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 古川税務署 ☎ 0229-22-1711
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト（詳しくは関係先へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

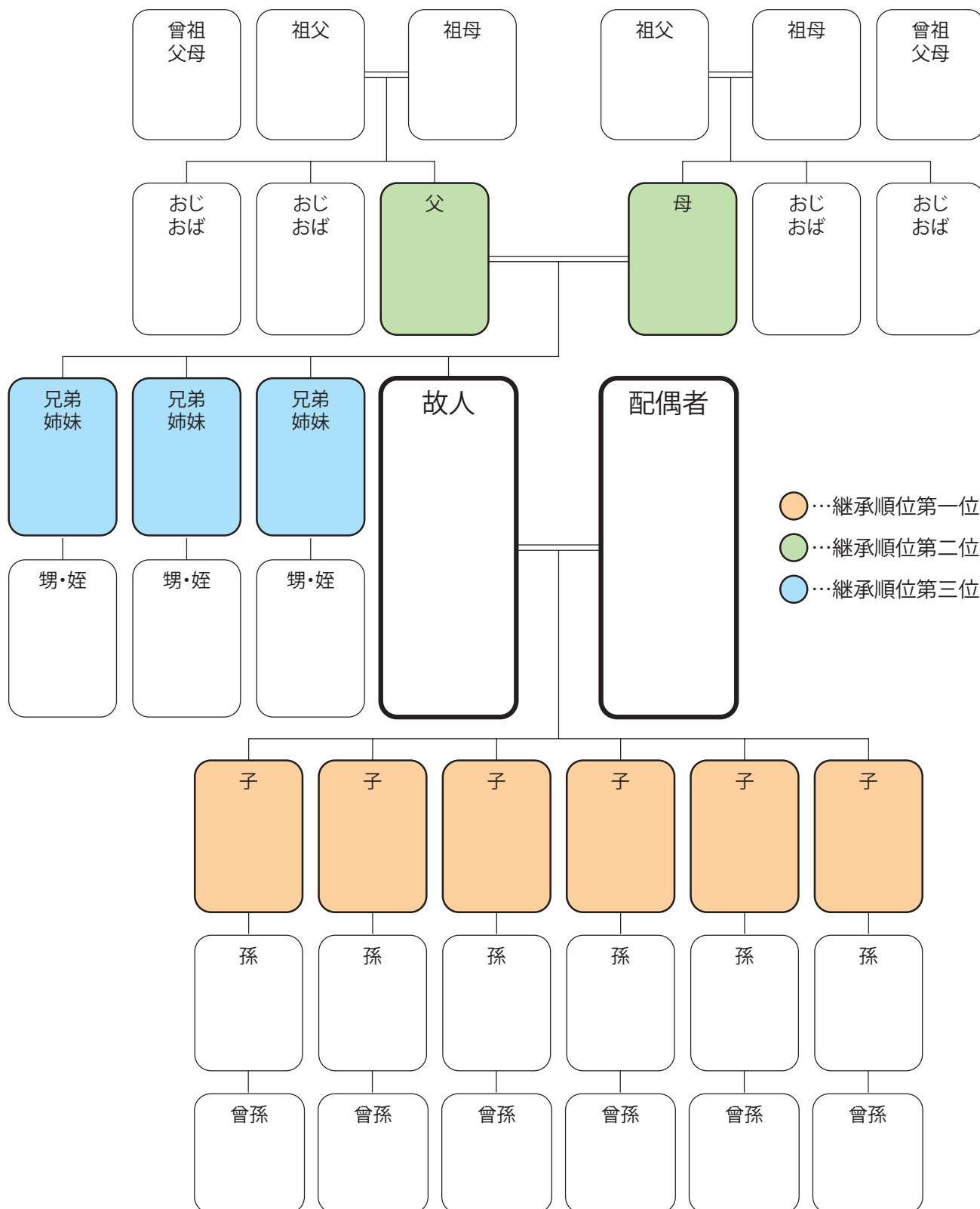
相続について

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	各警察署 ※交番や駐在所ではできません 古川運転免許センター ☎ 0229-22-8011
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
戦傷病者手帳を持っていた	☐	返納手続き 戦傷病者死亡届の提出	宮城県社会福祉課援護恩給班 ☎ 022-211-2563
特別弔慰金を受給していた	☐	記名国債証券記名変更請求書の提出	宮城県社会福祉課援護恩給班 ☎ 022-211-2582 社会福祉課 ☎ 0229-23-6012 松山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-55-2114 三本木総合支所市民福祉課 ☎ 0229-52-2113 鹿島台総合支所市民福祉課 ☎ 0229-56-7114 岩出山総合支所市民福祉課 ☎ 0229-72-1212 鳴子総合支所市民福祉課 ☎ 0229-82-2019 田尻総合支所市民福祉課 ☎ 0229-39-1114
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	受給者証返還届 自己負担上限月額管理票の返還等 他、保健所へお問い合わせください。	大崎保健所疾病対策班 （大崎合同庁舎1階） ☎ 0229-91-0714
被爆者健康手帳を持っている	☐	手当証書の返還 葬祭料の手続き等 保健所へお問い合わせください。	

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
旅券（パスポート）を持っていた	☐	返納手続き	北部地方振興事務所県民サービスセンター （大崎合同庁舎2階） ☎ 0229-91-0701
普通自動車を所有していた	☐	名義変更の手続き 廃車手続き	東北運輸局宮城運輸支局 ☎ 050-5540-2011
二輪バイク（126CC～250CC）、二輪の小型自動車（251CC以上で車検あり）、被牽引車を所有していた	☐	名義変更手続き 廃車手続き	東北運輸局宮城運輸支局 ☎ 050-5540-2011
三輪以上の軽自動車（乗用・貨物）被牽引車を所有していた	☐	名義変更手続き 廃車手続き	軽自動車検査協会 宮城主管事務所 ☎ 050-3816-1830
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 古川税務署 ☎ 0229-22-1711
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者移 転（相続）登記など	仙台法務局 古川支局 ☎ 0229-22-0510
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			NHKフリーダイヤル ☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

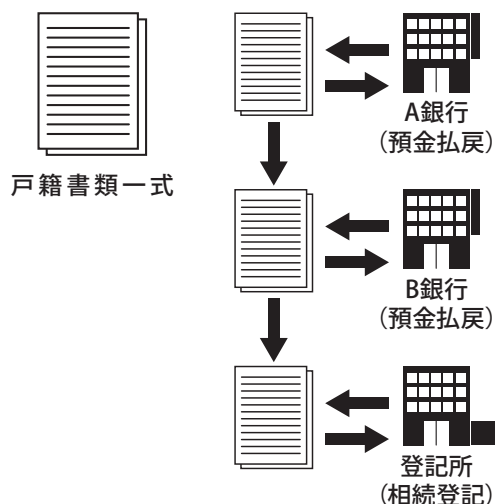
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

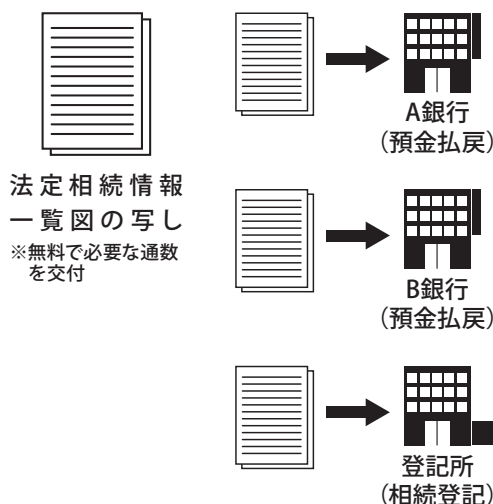
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返還します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索



令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました。

相続によって不動産を取得した相続人は、不動産を取得したことを知った日から3年以内に、**相続登記（相続人への名義変更の登記）の申請をすることが義務**となっています。

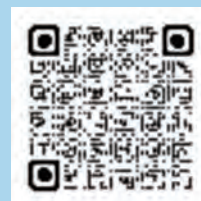
また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

不動産登記簿の名義が、亡くなった親族名義となっている場合には、**早めに相続登記を行えるよう、今のうちから備えましょう！**

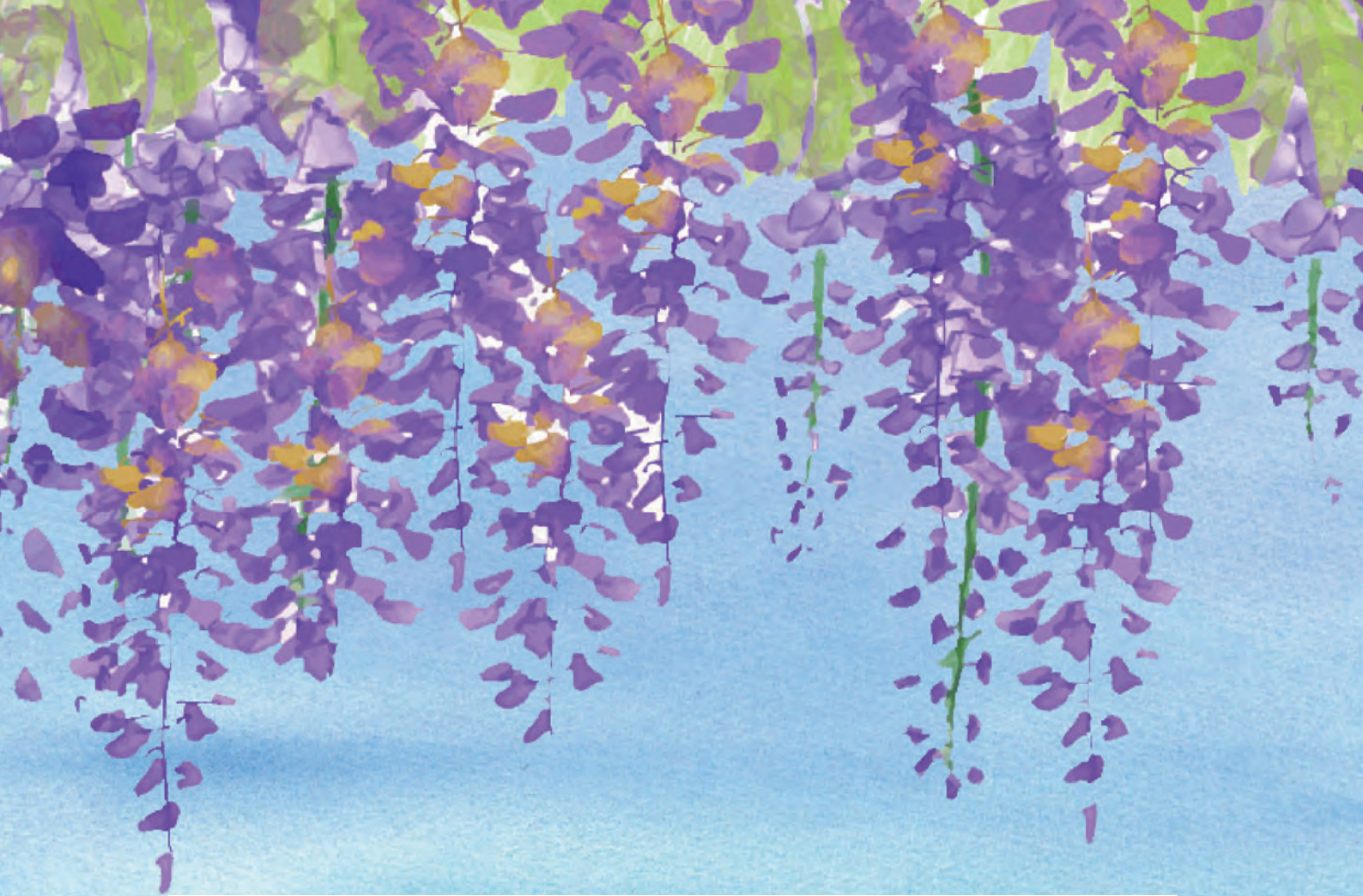
★ポイント

令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

- ・ 制度に関する詳細は、[法務省 不明土地](#)  で検索してください。
- ・ 登記の専門家へのご相談は、宮城県司法書士会の「相続登記相談センター」にお問い合わせください。
☎ 022-221-6870（月・水・金／13：30～16：30）
- ・ 相続登記の申請手続に関するご案内（ハンドブック）はこちら ↓



（法務省ホームページ）



発行	宮城県大崎市
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発行年	2024年9月